

生ごみ処理機等の補助金について

1. 補助金申請に必要なもの
- 購入した際の領収書、印鑑、通帳（※口座振替を希望の方）
2. 対象者
- 町内に住所を有する世帯主又は集会所等とし、販売店については町内外を問いません。
3. 補助金の額
- ※翌年度以降、新設・更新する際にも補助金が受けられます。

コンポスト (100ℓ以上)	畑に穴を掘ってコンポスト容器を設置し、その中に生ごみを入れて堆肥を作るもの。	1世帯（1集会所） につき1容器まで。	購入に要した費用の2分の1の額(100円未満切捨て)で、4,500円を限度。
EM/バケツ	生ごみをEMボカシにより発酵させた堆肥やEM液肥を作るもの。	1世帯（1集会所） につき3容器まで。	
電動式生ごみ 処理機	生ごみを処理容器に入れると電気で自動的に乾燥した肥料を作るもの。	1世帯（1集会所） につき1台まで。	